

第拾條

會議ハ定期總會ハ臨時總會及評議員會ノ三
種ニシテ出席員ヲ以テ議案ヲ採決ス

(一) 定期總會ハ毎年一回是ヲ行ヒ臨時總會及評
議員會ハ緊要事情必要ナル場合ニ總會長元
ラテ召集ス

(二) 定期及臨時總會ハ總會員ヲ成テシテ評議
員會ハ評議員ヲ以テ成テス

(三) 總會及評議員會ニ於テ定期日ハ總會長元ラ
定メ總會ハ各者一回之ヲ行ヒ三則年度ノ事業業
報告但合規約ノ改正及ヒ役員ノ選任等總テ
必要ノ事項ヲ決議ス

(四) 船政幹事拾五名以上署名調印シ臨時評議
員會ヲ要求シ急場合ハ總會長元ラ評答ス可シ

(五) 但シ出席幹事ハ投票權ヲ有スルモ採決權ヲ有セズ
評議員會ニ於テ決議シテノ事項ハ總會ハ決議

(六) 同一ナル効力ヲ有ス
總會ノ會議ニ於テノ議長ハ總會長元ラ任ズ

(七) 總會長事故アル時ハ總會副會長ニ代リ總會
副會長事故アル場合ハ部長及評議員中ヨリ臨
時議長ヲ選任シ會議ヲ總理ス

(八) 會議ノ採決ハ出席員數ノ過半數ヲ以テ決議
トス (可否同數アル時ハ議長選テ決ス)

(九) 各部長ハ總會ノ會議ニ對シ發言及採決權
格ヲ有ス

第拾壹條 (會計)

第拾條

總會費金表同ヲ尤、如クニ已別ス